

原村 中小企業・小規模事業者向け 緊急支援補助金のご案内

エネルギー価格高騰等の影響を受ける事業者の皆様が行う取り組みを支援します

中小企業者

補助額 **40万円**

・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定められた、業種ごとに資本金（又は出資総額）と従業員数の基準を満たす事業者。

・経費総額（税抜）20万円以上の活動に対して補助金を交付します。

小規模事業者

補助額 **20万円**

・中小企業者の中でも特に規模の小さい事業者で、従業員数が製造業などで20人以下、商業・サービス業などで5人以下の事業者。（個人事業主を含む）

・経費総額（税抜）10万円以上の活動に対して補助金を交付します。

その他の補助条件

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- ②村税を滞納していないこと。
- ③事業の継続の意思があること。
- ④その他村長が補助対象として不適当と認める者でないこと。

補助対象活動

| 補助対象活動の種類 | 活動の具体例 |
|-----------|--|
| 生産性向上活動 | 高効率な空調設備、業務用調理機器、又は生産機器等の購入及び導入 |
| D X 推進活動 | クラウド会計ソフト、顧客管理システム（CRM）、ECサイト構築など、販路拡大及び業務効率化に資するソフトウェア及びサービスの導入 |
| 事業継続強化活動 | 燃料備蓄のための設備導入、セキュリティ対策強化、従業員のテレワーク環境整備等、事業継続力強化に資する活動 |

申請締切 令和8年12月31日（木）

お問い合わせ：原村商工観光課 商工観光係
TEL：0266-79-7929（直通）

申し込み
フォーム



手続きはすべて
電子申請になります

手続きの流れ

⚠ 注意
交付決定前に購入・導入したものは対象になりません。

①申請

申請書及び必要書類の提出

- (1) 原村中小企業活性化緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象活動の具体的な内容及び経費を記載した補助対象活動計画書（様式第2号）
- (3) 事業を営んでいることを証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の確定申告書の写し又は開業届の写し等）
- (4) 村税納税証明書（※村で確認にチェックした場合は不要）
- (5) 補助対象活動に要する経費の見積書又はカタログ等の写し



②審査・交付決定

内容を審査し、交付決定通知を送付します（様式第3号）



③対象活動の実施



④実績報告・請求

実績報告及び必要書類を提出

補助対象活動が完了した日から起算して30日以内、又は令和9年1月31日までに、電子申請により次に掲げる書類を添えて村長に実績報告します。

- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 領収書及び振込受領書等の写し
- (3) 実施状況が確認できる写真又は資料
- (4) 補助金交付請求書（様式第5号）



⑤支給

内容審査後、適正な実施を確認でき次第、補助金を交付します。

（振込先口座へ振り込み）

※注意

下記の項目が認められた時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されます。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象が活動を中止し、又は遂行することが困難となったとき。
- (3) この要綱又は法令の規定に違反したとき。